

最低工賃の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第2号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県釣針製造業最低工賃（平成15年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年7月1日

兵庫労働局長 金成 真一

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び （右 の 規 格 の 釣 針 と 糸 を 結 ぶ 作 業）	丸 セ イ ゴ 針 10 ～ 13 号 、 ハ リ ス 2 号 長 さ 55 セ ン チ メ ー ト ル 付	1 円 50 銭
	チ ヌ 針 3 ～ 5 号 、 ハ リ ス 2 号 長 さ 1.5 メ ー ト ル 付	2 円 10 銭
仕 掛 け （右 の 規 格 の 釣 針 の 仕 掛 け を 作 る 作 業 及 び 包 装 作 業）	キ ス 仕 掛 6 ～ 13 号 、 3 本 針 、 2 セ ッ ト 入	24 円
	サ ビ キ 仕 掛 7 本 針	25 円
	胴 突 仕 掛 、 2 本 針 、 2 セ ッ ト 入	18 円
包 装 （右 の 規 格 の 釣 針 の 包 装 作 業 及 び 針 の 選 別 作 業）	バラ 針 15 本 入 、 台 紙 付	3 円 10 銭

4 効 力 発 生 の 日 令 和 8 年 7 月 31 日